

# 遺言書について

## 遺言書の必要性とその種類

相続を円滑、円満に行うための手段として遺言書があります。

私の経験上、「遺言書があったら、こんなに親、兄弟が争わなくても済んだのに…」と、思われる事が数多くあります。

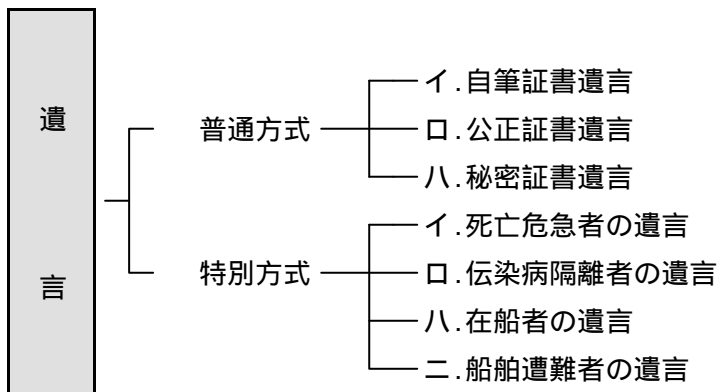
遺言書を書く事に抵抗があるという方がたくさんいますが、「遺言書は遺書ではない」という言葉があります。

是非、御自分が亡くなった後、奥さんや子供さんが醜い遺産争いをして、一生没交渉にならない様に、遺言書を書く事をお勧めします。

ここでは、遺言書の種類と、それぞれの作成方法、メリット、デメリットをみていきたいと思います。

遺言書には大きく分けて、普通方式と、特別方式の2つの方式があります。それぞれを表にすると、次の様になります。

### < 遺言の種類 >



特別方式の遺言は、普通方式の遺言をする事ができない様な特別な状況のときにのみ、認められる方法で、一般的には普通方式の遺言となります。

ここでは、普通方式の遺言について詳しくみていきたいと思います。

## ・自筆証書遺言書とは？

自筆証書遺言とは、遺言者本人が遺言を書き、署名、押印し、封をするという、最も知られている方法です。

この方法の遺言書作成の注意点とメリット、デメリットをみてみましょう。

### < 注意点 >

自分で書く

内容、氏名、日付、全て自分で書きます。ワープロ、テープレコーダーは無効です。

日付は明確に

日付のない遺言書は無効です。ゴム印、日付印もダメです。必ず明確に、作成日を書きます。書き直しの場合は、一番新しい日付のものが有効となりますので、日付は非常に重要です。

自署、押印する

氏名は自署しますが、芸名、ペンネーム、通称でもかまいません。押印は実印、拇印、認印いずれも認められますが、実印が望ましいでしょう。

開封は家庭裁判所で

遺言は、必ずしも封印の必要はありませんが、遺言の性質上、封印が望ましいでしょう。封印のある遺言書は、家庭裁判所で相続人立会いのもとで開封されて、検認を受けなければなりません。

### < メリット >

費用がかからない

内容がだれにも知られず、秘密にできる

いつでも、すぐに簡単に書ける

証人がいない

### < デメリット >

形式、要件が整ってないと、無効となる

紛失の危険がある

発見後、破棄、改ざん等の恐れがある

## ・公正証書遺言書とは？

自筆証書遺言は、簡単で費用もかからず、作成しやすい方法ですが、紛失、改ざん、破棄の危険等のデメリットもあります。

そこで、安全、確実な方法としてよく使われる遺言が、公正証書遺言書です。

公正証書遺言は、全国各地の公証役場に行き、公証人の前で財産目録、登記簿謄本等の明細資料、遺言者、推定相続人の戸籍謄本、印鑑証明等の書類を提出し、遺言内容を口述します。公証人から次回手続きの日時の指示をうけますので、遺言者はその時まで、証人 2 人を用意しなければなりません。その後、公証人はその内容にそって、公正証書遺言書を作成し、その 2 回目の手続き時に遺言者と 2 名の証人の前で、確認をとり、全員に署名押印（実印）してもらい、完成させます。

費用は、公証人手数料がかかります。ちなみに 1 億円の財産総額で 43,000 円、3 億円で 95,000 円ですので、安全性、有効性からみても、それほど高額とはいえないと思います。

### <メリット>

安全性が高い

公証人役場に保管されますので、紛失、改ざん、破棄の危険が少ない方法です。

有効性が高い

公証人が作成するので要件不備で無効になる事はありません。

検認がいらない

公正証書遺言なので、家庭裁判所の検認はいりません。

### <デメリット>

証人が 2 人以上必要

証人は親族、利害関係者以外で 2 名以上用意しないとけません。

費用がかかる

自筆証書遺言は費用がかかりませんが、公正証書遺言は公証人手数料が財産額に応じてかかります。

秘密の保持

証人の前で、内容が明らかになるので、秘密の保持という意味では完全ではありません。

## ・秘密証書遺言書とは？

自筆証書遺言は、秘密の保持はできますが、相続時に発見されない危険があります。

公正証書遺言は、秘密の保持に難点があります。

そこで、秘密の保持と公証人、証人の立会いの両方の要件を満たす方法が秘密証書遺言です。

秘密証書遺言書を作成する手順は次の通りです。

### < 作成の手順 >

遺言書の作成

先ず、遺言書を書きます。代筆でもワープロでもかまいません。自署押印は、必ずしなければなりません。

封印をする

公証人役場に行く

公証人役場に、証人 2 人と共に行き、遺言書を公証人に提出します。

公証人、証人の署名

公証人が遺言者に、遺言書である事を確認し、その旨を封筒に記載し、証人 2 人と共に、署名捺印します。

遺言書の保管

遺言書は、公正証書遺言書と違い、自分で保管しなければなりません。

検認が必要

開封は、相続人立会いで、家庭裁判所で検認をうけなければなりません。

### < メリット >

秘密性の保持

遺言書存在の明確化

### < デメリット >

要件不備による無効の危険性

証人が 2 人以上必要